

特記仕様書

特記事項
1. 交通規制は原則片側交互通行で行うこと。ただし、市道上平田線部の施工時は市道上平田線の通行止めを計画している。
2. 交通規制時には適切に交通誘導員を配置し、車両の滞留が最小限になるよう配慮すること。また、歩行者、自転車が安全に通過できるよう対応すること。
3. 給水管切替工において、水路側は今後の水路改修施工時に支障がないように接続をすること。
4. 今後の水路改修工事の範囲は仮舗装とし、その工事範囲外の部分については、単独で本舗装を行うこと。
5. 現場は令和6年12月末までに完了をすること。